

水道料金の改定内容

用途別料金制から口径別料金制へ

【現行(用途別料金制)】

■ 水道料金(税込) (1カ月)

用途	基本料金		超過料金 1m ³ につき
	水量	金額	
家庭用	10m ³	1,760円	187円
営業用			198円
団体用			
特別用 娯楽用			

■ メーター使用料(税込) (1カ月)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm
金額	88円	99円	110円	352円
口径	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	407円	2,640円	3,300円	7,040円

【改定後(口径別料金制)】

■ 水道料金(税込) (1カ月)

口径	基本料金		超過料金 1m ³ につき
	水量	金額	
13mm	10m ³	2,090円	220円
20mm		2,310円	
25mm		4,620円	
30mm		6,600円	
40mm		11,770円	
50mm		18,480円	
75mm		34,760円	
100mm		61,820円	

※メーター使用料は、基本料金に含まれます。

水道料金の計算方法(1カ月)

水道料金=基本料金+超過料金(使用水量×単価)

【計算例】 口径13mmで25m³使用した場合 **2,090円+220円×15m³=5,390円(税込)**

◇手数料の改定

種別	金額
設計審査手数料	2,000円
工事検査手数料	2,000円
休止手数料	廃止
開始手数料(新規を除く)	(新設) 5,000円
給水工事業者指定手数料	15,000円
給水工事業者更新手数料	15,000円
各種諸証明手数料	300円

◇加入金の改定

口径	金額(税込)	口径	金額(税込)
13mm	165,000円	40mm	1,771,000円
20mm	253,000円	50mm	3,102,000円
25mm	484,000円	75mm	8,745,000円
30mm	924,000円	100mm	13,486,000円

※加入金とは、新たに水道を利用する際にご負担いただく費用です。

(新規加入、口径変更(増径)などが対象です。)

※開始手数料は、申請時に那須町に住所を有しない方が対象です。

改定スケジュール

使用月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
毎月検針 (5月検針分から適用)	旧料金	旧料金	旧料金	新料金 検針 ご請求	検針 ご請求		
偶数月検針 (6月検針分から適用)	旧料金	旧料金	旧料金	新料金 検針 ご請求	検針 ご請求		
奇数月検針 (7月検針分から適用)	旧料金	旧料金	旧料金	新料金 検針 ご請求	検針 ご請求		

激変緩和措置(令和9年4月から2年間)

料金改定による急激な負担増を緩和するため、改定後2年間は水道料金の超過料金に激変緩和措置を講じます。

超過料金(1m³につき)

- ・2,500m³まで **209円**
- ・2,501m³以上 **220円(改定後と同様)**

※基本料金は改定後の料金が適用されます。

詳しい料金表や計算方法は
町ホームページをご確認ください。



ホームページ

(問合せ先)

上下水道課 水道業務係・下水道業務係
☎72-6920